立命館大学　海外留学サポート奨学金　＜給付型（返済不要）＞

給付額や申請方法などの詳細は該当の奨学金募集要項で確認してください。
申請書類の準備の際、入手に時間がかかる場合もありますので、
早めの準備が必要です。

●概要

- 本奨学金は、経済上の理由により海外留学プログラム（以下、留学プログラム）への
- 参加または参加継続が困難であると見込まれる者に対し、支援することを目的としている給付型（返済不要）の奨学金です。
- 国際教育センターおよび各学部・教育機関が実施する１セメスター以上のプログラムが対象となります。
- 申込手続が必要です。必ず募集要項を確認してください。
- 海外留学サポート奨学金支給金額は、派遣先の地域により異なります。地域は日本学生支援機構の海外留学支援制度が定める地域区分に準じています。

●種別　**詳細は必ず募集要項を確認してください。**

<table>
<tr><th>採用種別</th><th>応募要件</th><th>支給金額
※派遣先・期間によって異なります。別紙の地域区分一覧表にある甲乙丙の区分に合わせて金額を確認してください。</th><th>採用予定人数</th><th>チャレンジ奨学金との併給制限</th><th>募集時期</th></tr>
<tr>
<td>予約採用型</td>
<td>① 本学の正規課程に在籍する学部学生で、該当年度本募集で対象とする留学プログラムに応募するまたは応募した者。
② 過年度、本奨学金または「旧：立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」を受給したことがない者。
③ 父母など生計維持者の年間収入を合算した金額（家計所得）が基準を満たしている者。
給与・年金収入金額（税込）：600 万円以下
その他所得：197 万円以下
④ 家計状況審査に必要な所定の書類全てを所定の期日までに提出可能な者。
⑤ 「立命館大学海外留学サポート奨学金　家計状況申告書類提出にあたって 」および Web 出願フォームの内容（すべて日本語表記）を理解し、必要書類を提出できる者。</td>
<td>
<table>
<tr><th>期間</th><th>区分</th><th>交換留学</th><th>交換留学以外</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１ｾﾒｽﾀｰ</td><td>指定都市</td><td>40 万円</td><td rowspan="2">30 万円</td></tr>
<tr><td>甲</td><td>30 万円</td></tr>
<tr><td>乙</td><td>25 万円</td><td>25 万円</td></tr>
<tr><td>丙</td><td>10 万円</td><td>20 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１学年</td><td>指定都市</td><td>50 万円</td><td rowspan="2">40 万円</td></tr>
<tr><td>甲</td><td>40 万円</td></tr>
<tr><td>乙</td><td>35 万円</td><td>35 万円</td></tr>
<tr><td>丙</td><td>20 万円</td><td>30 万円</td></tr>
</table>
</td>
<td>募集回ごとに 10 名程度</td>
<td>併給可

※学外奨学金においては、他奨学金との併給を認めない場合もあります。必ず自身で財団に確認してください。</td>
<td>年３回

【第１回】
５月

【第２回】
10 月

【第３回】
翌年５月

募集回ごとに対象プログラムあり。（※）</td>
</tr>
</table>

※ 海外留学サポート奨学金「予約採用型」の募集時期は、海外留学プログラムの募集時期とおよそ同じになります。募集については立命館大学海外留学プログラム HP、manaba＋でお知らせしますのでこまめに確認してください。

<table>
<tr><th>採用種別</th><th>応募要件　※詳細および必要書類については募集要項を確認ください。</th><th>支給金額</th><th>採用予定人数</th><th>チャレンジ奨学金との併給制限</th><th>募集時期</th></tr>
<tr><td>家計急変型</td><td>
① 本奨学金対象の留学プログラム（立命館大学実施）に派遣が決定した、あるいは派遣中の者で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる者。※家計急変の事由が発生してから２カ月以内。
② 本学の正規課程に在籍する学部学生で、該当年度本募集で対象とする留学プログラムに応募するまたは応募した者。
③ 過年度、本奨学金または「旧：立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」を受給したことがない者。
④ 父母など生計維持者の年間収入を合算した金額（家計所得）が基準を満たしている者。
⑤ 家計状況審査に必要な所定の書類全てを所定の期日までに提出可能な者。
⑥ 「立命館大学海外留学サポート奨学金　家計状況申告書類提出にあたって 」および Web 出願フォームの内容（すべて日本語表記）を理解し、必要書類を提出できる者。
⑦ 家計急変の事由は以下を満たしている者。
※独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金の家計急変採用の基準に準じます。
Ａ：生計維持者の死亡
Ｂ：生計維持者が事故又は病気により、３ヵ月以上、就労が困難
Ｃ：生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る）
Ｄ：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
１）上記Ａ～Ｃのいずれかに該当
２）被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。
Ｅ：本人が父母等による暴力等から避難
※以下の事由は本家計急変型の奨学金制度においては急変と見なしません。
・生計維持者の離婚又は失踪
・定年退職等、非自発的失業（下記コード参照）に該当しない離職
「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。
<table>
<tr><td>11　（1A）　解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）</td></tr>
<tr><td>12　（1B）　天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇</td></tr>
<tr><td>21　（2A）　特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）</td></tr>
<tr><td>22　（2B）　特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）</td></tr>
<tr><td>23　（2C）　特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）</td></tr>
<tr><td>31　（3A）　事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職</td></tr>
<tr><td>32　（3B）　事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職</td></tr>
<tr><td>33　（3C）　正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）</td></tr>
<tr><td>34　（3D）　特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）</td></tr>
</table>
※「（5E）　被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。
</td><td>採用者に個別案内</td><td>ー</td><td>併給可

※学外奨学金においては、他奨学金との併給を認めない場合もあります。必ず自身で財団に確認してください。</td><td>随時募集</td></tr>
</table>

●注意事項

上記内容は、従来の現地への渡航を前提とした海外留学について記載しています。予定されていた海外留学プログラム（現地への渡航を前提としたプログラム）が催行中止となった場合やプログラム内容が変更された場合（オンライン留学やオンライン留学と現地渡航を組み合わせたハイブリッド留学を含む）は、支給の有無、支給金額等が変更となります。予めご了承ください